



令和5年12月5日

各位

会社名 トモニホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長兼CEO 中村 武
(コード番号 8600 東証プライム)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
(TEL 087-812-0102)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、令和5年12月5日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、平成22年4月に徳島県を主要営業基盤とする株式会社徳島銀行と香川県を主要営業基盤とする株式会社香川銀行が経営統合して誕生した広域金融グループであり、平成28年4月に大阪府を主要営業基盤とする株式会社大正銀行を加えた後、令和2年1月に株式会社徳島銀行と株式会社大正銀行が合併したことにより、株式会社徳島大正銀行は徳島県と大阪府を、株式会社香川銀行は香川県を地元・ふるさととして営業活動を行っております。こうした中、当社グループは、令和5年11月末日現在、徳島県に63店舗、香川県に60店舗、大阪府に31店舗を置くほか、中四国24店舗・関西11店舗・関東8店舗と広域にネットワークを展開しており、地元・ふるさとである徳島県・香川県・大阪府を中心に中小企業及び個人取引を主体として強固な営業基盤を構築しております。

主要営業基盤とする徳島県及び香川県は、四国地方の東部又は東北部に位置し、豊かな自然に恵まれた中、古くから関西や岡山との交流が深く、人口は全国の中で少ない地域ではあるものの、1人当たり県民所得は中位にあるとともに、1人当たり国内銀行預金残高は全国でも上位にある貯蓄性向の高い地域であります。また、大阪府は、京都府・奈良県・兵庫県・和歌山県に接し、近畿地方の経済・交通の中心であり、かつ、人口は800万人を超える西日本の中心的都市であるとともに、徳島県及び香川県と同様に1人当たり国内銀行預金残高は全国でも上位にある貯蓄性向の高い地域であります。

このような環境の中、当社は令和5年4月から3か年の第5次経営計画をスタートさせております。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けております。具体的には、「サステナビリティ戦略」「営業戦略」「人財戦略」「オペレーション戦略」「ガバナンス戦略」の5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。特に、「営業戦略」においては、エリア戦略として、地元エリア（徳島・香川エリア）では、中核営業エリアとしての存在感及び顧客支持の拡大に向けたコンサルティング営業の強化及び金融サービスの充実を図るとともに、大阪エリアでは、準中核営業又は重点営業エリアとして更なる業容の拡大に向けた預貸周辺やコンサルティング営業の展開を図っております。また、法人営業戦略として、法人支援態勢の強化による金融仲介機能及びコンサルティング機能の発揮、広域金融グループの強みを活かしたコンサルティング態勢の拡充、地域商社の金融グループとしての提供サービスの拡充に努めるとともに、個人営業戦略として、ライフステージに応じた安心・安全で利便性の高い金融サービスの提供、個人支援態勢の強化によるコンサルティング機能の発揮、お客さま本位の業務運営への取組みの強化を図っております。こうした取組みにより、金融機能の提供を通じた地域経済の持続的な発展への貢献、法人のお客さまの経営課題の解決に向けたスピーディかつ最適なソリューションの提供、個人のお客さまの多様なニーズに対する安心・安全な利便性の高い金融サービスの提供に努めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社の令和5年9月末の連結自己資本比率は、8.88%と、バーゼルⅢ国内基準の最低水準である4%を上回っておりますが、上記の取組みを進めるに当たって、銀行子会社を通じて、地域のお客さまの資金ニーズに対して積極的にお応えしていくためには、財務基盤を一層強化し、貸出金増強に伴うリスクアセット拡大に備えることが必要であると判断し、今回の新株式発行による資本増強を行うことを決議いたしました。

今後とも、当社グループは、グループ経営理念に基づき、お客さま第一主義の経営を徹底し、お客さまのニーズに応じた最良の金融サービスを提供するとともに、地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けることで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいりたいと考えております。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 28,000,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第26条に規定される方式により、令和5年12月13日(水)から令和5年12月18日(月)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、野村証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 令和5年12月20日(水)から令和5年12月22日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が、令和5年12月13日(水)又は令和5年12月14日(木)の場合には令和5年12月20日(水)、令和5年12月15日(金)の場合には令和5年12月21日(木)、令和5年12月18日(月)の場合には令和5年12月22日(金)とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長兼CEO 中村 武に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,200,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな
い場合がある。最終の売出株式数は、当該需要状況等を勘案した上で発行
価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における
発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、4,200,000
株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行
う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、
当社代表取締役社長兼CEO 中村 武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 4,200,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金
額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及
び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生
じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、
当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 令和 5 年 12 月 28 日（木）
- (6) 払 込 期 日 令和 5 年 12 月 29 日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止めるものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な
一切の事項の決定については、当社代表取締役社長兼CEO 中村 武に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合は、本第三者割当による新株式発行も中
止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、4,200,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は令和5年12月5日（火）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式4,200,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を令和5年12月29日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から令和5年12月26日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	163,728,911株	(令和5年12月4日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	28,000,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	191,728,911株	
(4) 本件第三者割当増資による増加株式数	4,200,000株	(注)
(5) 本件第三者割当増資後の発行済株式総数	195,928,911株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 14,556,594,000 円については、銀行子会社を通じて、地域のお客さまの資金ニーズに対して積極的にお応えしていく中で、全額を令和6年3月末までに中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴い、当社が令和5年11月14日に公表しております令和6年3月期連結業績予想に変更はありませんが、自己資本を充実・強化して、中小企業や個人を中心とした資金ニーズに積極的に対応するとともに、適正なリスク管理を図りつつ、貸出金を中心とした運用の拡充により、中長期的な収益の増大につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけた上で、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記(1)の基本方針に基づき、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、金融機関を取り巻く厳しい経営環境に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに、お客さまのニーズに即応する金融サービス提供のために有効に投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
1株当たり連結当期純利益	62.51円	81.53円	87.71円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	8.00円 (4.00円)	9.00円 (4.50円)	10.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	12.7%	11.0%	11.4%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	5.4%	5.8%
連結純資産配当率	0.5%	0.5%	0.6%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結純資産の部合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（195,928,911株）に対する下記の交付株式予定残数合計の比率は1.67%となる見込みであります。

（注）下記交付株式予定残数が全て新株数で交付された場合の潜在株式の比率になります。

- ・会社法に基づき発行したストックオプション（新株予約権）付与の状況（令和5年12月4日現在）

決議日	交付株式 予定残数	行使時の 払込金額	行使により 株式を発行 する場合の 株式の発行 価格	行使により 株式を発行 する場合の 資本組入額	行使期間
平成23年6月29日	107,400株	1円	318円	資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	平成23年7月26日から平成53年7月25日まで
平成24年6月28日	143,200株	1円	271円		平成24年7月24日から平成54年7月23日まで
平成25年6月27日	131,300株	1円	354円		平成25年7月25日から平成55年7月24日まで
平成26年6月27日	97,500株	1円	386円		平成26年7月25日から平成56年7月24日まで
平成27年6月26日	75,500株	1円	531円		平成27年7月24日から平成57年7月23日まで
平成28年6月28日	231,000株	1円	311円		平成28年7月22日から平成58年7月21日まで
平成29年6月28日	159,900株	1円	490円		平成29年7月21日から平成59年7月20日まで
平成30年6月27日	224,500株	1円	439円		平成30年7月26日から平成60年7月25日まで
令和元年6月26日	309,600株	1円	315円		令和元年7月25日から令和31年7月24日まで
令和2年6月24日	436,500株	1円	303円		令和2年7月27日から令和32年7月26日まで
令和3年6月29日	458,700株	1円	247円		令和3年7月26日から令和33年7月25日まで
令和4年6月28日	445,000株	1円	264円		令和4年7月22日から令和34年7月21日まで
令和5年6月27日	454,900株	1円	320円	令和5年7月21日から令和35年7月20日まで	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
始 値	358 円	328 円	328 円	359 円
高 値	397 円	378 円	416 円	537 円
安 値	299 円	288 円	302 円	345 円
終 値	324 円	328 円	353 円	492 円
株価収益率	5.18 倍	4.02 倍	4.02 倍	—

(注) 1. 令和6年3月期の株価については、令和5年12月4日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、令和6年3月期に関しては、未確定のため記載していません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換され得る証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。